

企業版ふるさと納税等を活用した サテライトオフィスの整備の促進について

令和4年2月

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府 地方創生推進事務局

詳しくは、

企業版ふるさと納税ポータルサイト

検索



https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話: 03-6257-1421

メール: kigyou-furusato@cas.go.jp

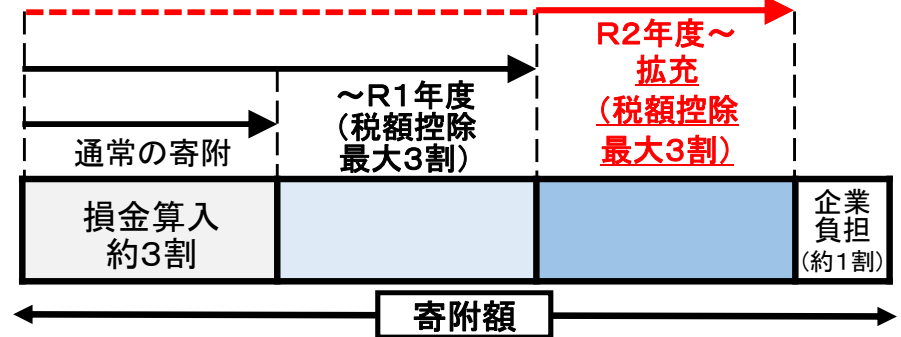
企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

- ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
- ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

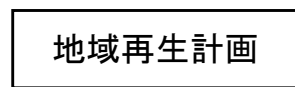
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

- ①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



- ②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



- ③計画の認定



- ④寄附



- ⑤税額控除

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)



国 (法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,260市町村 (令和3年11月26日時点)

第208回国会における岸田総理大臣施政方針演説（抄）

企業版ふるさと納税のルールを明確化することで、企業の支援による、地方のサテライトオフィス整備の取組を後押しし、企業や個人の都市から地方への流れを加速させます。

サテライトオフィスの整備等の促進に向けて

- 政府として、**地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し**、地域の個性を活かした地方活性化を図ることで、持続可能な経済社会を目指す「**デジタル田園都市国家構想**」を推進。
- 感染症拡大により、**多くの人々がテレワークを経験**。また、若い世代は、**就職・転職の条件として、テレワークの実施が可能か否かを重要視**。
企業において、**生産性・付加価値の向上、社員の働き方改革**に資するものとして、サテライトオフィス等の活用はメリットが大きい。
- そこで、政府として、以下の目標を掲げ、**サテライトオフィスの整備等を促進**。

目標

企業進出や移住等の推進に向け、

サテライトオフィスの整備等に取り組む地方公共団体を倍増 [約500 (R3.11) → 1,000 (R6末)]

形態の例

サテライトオフィス

企業等の地方拠点が設置されたオフィス
(単独利用、複数利用どちらも含む)



シェアオフィス

1つのスペースを複数の企業等で共有。
サテライトオフィスよりも安価で設置が可能。



コワーキングスペース

1つのスペースを複数の個人で共有。共有型の
オープンスペースで、各人が独立して仕事を行う。



政府としての促進策を用意 (企業向けの企業版ふるさと納税等)

企業版ふるさと納税について

- 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税を税額控除し、企業の実質負担が約1割まで圧縮される仕組み（令和6年度末までの特例）
- 令和2年度は、1,640社（前年度比1.5倍）が、計110億円（前年度比3.3倍）の寄附を行い、地方創生の深化

制度のポイント

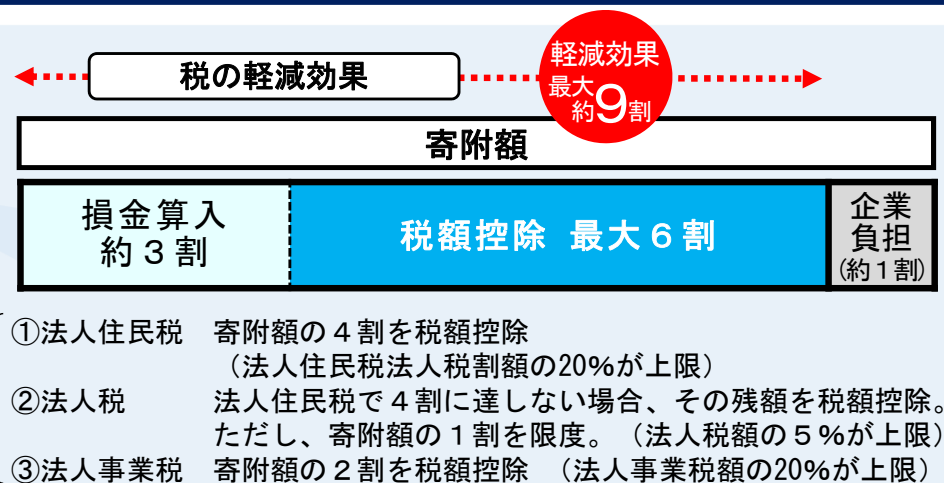
- 損金算入による軽減効果に税額控除最大6割を上乗せ（令和2年度から拡充）

サテライトオフィスの整備等の場合、整備年度にまとめて寄附するだけでなく、複数年度にわたって寄附する場合でも、企業版ふるさと納税の活用が可能

- 寄附の代償として経済的な見返りを受けることは禁止（公正なプロセスを経た上で契約等することは可）

サテライトオフィスの整備等の場合、寄附企業以外の企業も入居していることが望ましいが、公募を通じて、寄附企業以外の者も同じ条件でその施設の利用が可能であったのであれば、寄附企業以外の企業の入居がなくても、禁止される専属的利用に当たらないと考えられ、企業版ふるさと納税を活用することが可能（解釈を明確化）

※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外
※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
(例：北海道札幌市に本社が所在する場合、道及び同市への寄附は対象外)



税の軽減効果のイメージ例

※東京に本社所在の企業の例
※一部計算を簡便化している

- (例1) 営業収入3,000億円（課税所得150億円）の企業
- 10億円を寄附 → 約6億7,000万円（寄附額の約7割）が軽減
 - 2億円を寄附 → 約1億8,000万円（寄附額の約9割）が軽減
- (例2) 営業収入300億円（課税所得20億円）の企業
- 1億円を寄附 → 約7,000万円（寄附額の約7割）が軽減
 - 3,000万円を寄附 → 約2,700万円（寄附額の約9割）が軽減
- (例3) 営業収入30億円（課税所得2億円）の企業
- 1,000万円を寄附 → 約700万円（寄附額の約7割）が軽減

サテライトオフィスの促進策

サテライトオフィスの整備等に係る施策

①企業版ふるさと納税（内閣府）※企業向け

地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税が一定割合税額控除される仕組み【再掲】

②デジタル田園都市国家構想推進交付金（内閣府）※地方公共団体向け

「転職なき移住」を実現すべく、サテライトオフィス等の施設整備・運営等を支援
[R3補正:200億円の内数（地方創生テレワークタイプ）]

③地方創生拠点整備交付金（内閣府）※地方公共団体向け

地方公共団体の自主的・主体的で先導的な施設整備等を支援 [R3補正:460億円]

→上記は組み合わせが可能（地方公共団体が②又は③の交付金と①で税額控除を受ける企業からの寄附を財源に整備する）

テレワークの普及等に係る施策

地方創生テレワーク推進事業（内閣府）

地方創生テレワークに取り組む企業、地方公共団体等に対する一元的な情報提供や、きめ細やかな相談対応等を実施
(URL) <https://www.chisou.go.jp/chitele/index.html>

サテライトオフィス・マッチング支援事業（総務省）

サテライトオフィスの開設に関心のある企業と、サテライトオフィスの誘致に取り組む地方公共団体とのマッチングを図るセミナーを開催（令和4年3月4日、東京にて開催予定）（令和2年度は、令和3年2月のセミナー（オンライン開催）に53社が参加）

テレワーク普及展開推進事業（総務省）

- ・ テレワーク導入を検討する企業等に対し、専門家が無料で相談に応じ、システム・情報セキュリティ等について助言
- ・ 全国各地の相談窓口での対応

サテライトオフィス等の整備の例①

○ 地方公共団体がサテライトオフィス等の整備等を進める場合、主に以下のような手法が考えられる。

地方公共団体が整備・運営する場合

例1 福島県会津若松市：ICT関連企業が機能移転できるオフィス「スマートシティAiCT」の開設【H31.4月開設】

- ・ デジタル技術を様々な分野で活用し、地域の課題解決や活性化を図り、生活の利便性を高める「スマートシティ会津若松」を推進
- ・ ICT関連企業が機能移転できる受け皿として「AiCT」を整備し、**国内外の37社・200名超が在籍**しており、地域における新たな「仕事の場」を創出

〈建設費〉 約24億円



例2 岡山県真庭市：市所有の「湯原温泉館」の改修【改修工事中】

- ・ 市所有の**温泉施設を、サテライトオフィス・コワーキングスペース・会議室を備えた施設に改修**し、都市部の喧騒から離れたリラックスしながら仕事に集中できる環境を整備
- ・ 快適な仕事環境を構築するため、**高速ネットワーク環境、高品質・高セキュリティの通信回線**を整備

〈改修費〉 約3,000万円



サテライトオフィス等の整備の例②

民間企業等が設置・運営し、地方公共団体が補助金等で取組を支援する場合

例1 徳島県神山町：神山バレー・サテライトオフィス・コンプレックスの開設支援【H25.1開設】

- ・ 町が所有する閉鎖された元縫製工場をNPO法人が**コワーキング・スペース**として**改修し、運営**
(町がNPO法人に施設を有償貸付)
- ・ **地方公共団体が改修費用を補助**することで、開設を支援
- ・ **14社が会員として利用** (R4.1時点)

〈改修費〉 約2,000万円



例2 新潟県佐渡市：民間オフィス（トレーラーハウス）の開設支援【R3.11開設】

- ・ 眺望の良い湖畔にトレーラーハウス4台を設置し、起業や事業拡大の拠点となる
インキュベーションセンターを民間事業者が運営
- ・ **地方公共団体が整備費用を補助**することで、開設を支援
- ・ 首都圏に本社のある**ITベンチャー企業など7社が入居** (R4.1時点)

〈開設整備費〉 約2,500万円



地方公共団体が借り上げる場合

例 北海道美唄市：美唄ハイテクセンターのオフィスを無償で一時貸付

- ・ 第三セクター所有施設内の**オフィスを地方公共団体が借り上げ**、
市内に進出を検討している企業等にお**お試しオフィス**として1週間程度無償で貸付
- ・ 長期の継続利用（入居）を希望する企業は自己負担で賃貸契約を行うことも可能
- ・ R2年度は**27社が利用**

〈賃借料〉 約580万円/年



お問合せ先

本資料に関してご質問などがございましたら、以下の問合せ先までお願いします。

資料全般について

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

電話：03-6257-1421

個別施策について

<企業版ふるさと納税について>

内閣府地方創生推進事務局

電話：03-6257-1421

<地方創生拠点整備交付金について>

内閣府地方創生推進事務局

電話：03-3581-4203

<サテライトオフィス・マッチング推進事業について>

総務省地域力創造グループ地域自立応援課

電話：03-5253-5392

<デジタル田園都市国家構想推進交付金について>

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

電話：03-6257-3889

<地方創生テレワーク推進事業について>

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

電話：03-6257-1417

<テレワーク普及展開推進事業について>

総務省情報流通行政局情報流通振興課

電話：03-5253-5748

企業版ふるさと納税の活用促進に向けたマッチングイベント等の開催予定（令和3年度）

（1）内閣府主催及び他省庁との連携によるマッチングイベント等

- 2月9日（水）：内閣府主催の、企業版ふるさと納税に関するマッチングイベント（3日間開催）
「サテライトオフィス等のデジタル技術活用による地域課題の解決」をテーマ
- 2月22日（火）：内閣府・環境省との共催による「企業版ふるさと納税の活用に向けた企業と地方公共団体とのマッチング会 ～地域脱炭素の推進に向けて～」
個別のマッチングも予定
- 2月28日（月）：内閣府・経済産業省との共催による「企業版ふるさと納税活用セミナー・マッチング会」
サテライトオフィス等整備をテーマの1つとし、個別のマッチングも予定
- 3月4日（金）：総務省主催の「サテライトオフィスマッチングセミナー」
企業版ふるさと納税に関する制度等の説明のほか、サテライトオフィスの整備等の促進に向けた説明も予定

（2）地域におけるマッチングイベント等の創出（民間団体や地方公共団体等への支援）

- 2月24日（金）：（株）北海道新聞社主催の「企業版ふるさと納税セミナー（仮称）」【調整中】
内閣府としては、開催に向けた支援のほか、企業版ふるさと納税に関する制度等の説明を予定。
個別のマッチングも予定。

○ 上記のほか、都道府県等が中心となってマッチングイベントやセミナーが開催されている例もある。
今後も、都道府県等が旗振り役となって、マッチングイベントを開催するなど積極的に取り組んでいただきたい。

＜参考＞ 令和4年1月17日付けまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ & A」の改定内容

【問番号のみ改定】

Q 5-4-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備されたサテライトオフィス等の施設等を利用させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

【回答番号のみ改定】

A 5-4-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させることは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、法人に専属的に利用させる場合や、寄附法人のみに対し合理的な理由なく、施設等の利用料を無償にしたり、低廉な利用料を設定したりする場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、当該施設等に関する利用条件等の公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

【新設】

Q 5-4-2.

寄附により整備された施設を、当該寄附を行った法人に専属的に利用させることは、一般的に禁止されていますが、例えば、寄附により整備されたサテライトオフィスを、寄附を行った法人が利用することとなる場合に、留意すべきことはありますか。

【新設】

A 5-4-2.

寄附により整備されたサテライトオフィスを、当該寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）が利用することとなる場合、寄附法人以外の者も入居していることが望ましいですが、公募を通じて、寄附法人以外の者も同じ条件でその施設の利用が可能であったものであり、将来的な寄附法人以外の者の入居が排除されていないのであれば、寄附法人以外の者の入居がなくても、禁止される専属的利用に当たらないと考えられ、企業版ふるさと納税を活用することが可能です。

【参考（改定なし）】

Q 5-1-1.

内閣府令において、法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、具体的にどのような行為を行ってはいけないのですか。

【参考（改定なし）】

A 5-1-1.

平成28年4月15日付け閣議決定により一部変更された地域再生基本方針において、寄附を行う法人に対し、以下の行為が禁止されています。

a. ～ d. (略)

e. その他、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与すること。

また、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当するかどうかは社会通念等に従って個別具体的に判断されることとなりますが、一般的に、上記 e. のうち「経済的な利益を供与すること」に該当する例は、以下のとおりです。

(略)

・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること。

(略)